

香芝市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月22日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第38号

香芝市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香芝市職員の職の設置に関する規則（平成19年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第15号中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。